

(1) 個に応じた教材作成するための情報検索システムに関する評価基準を確立する実験の実施 ●
 (2) 教育的な視覚情報に基づいて具体的に教材作成を試み、その有効性を評価した上で改良を試みる。

(1) 一般研究

研究部等	研究室	研究課題	研究期間
総合政策情報センター	特殊教育情報研究部門	1) ホームページリンク集を対象とした情報検索システムに関する研究 2) 盲児のための個に応じた触覚・聴覚教材作成システムに関する研究 3) 盲児のための個に応じた聴覚教材開発に関する基礎的研究 4) 盲乳幼児における触覚・聴覚情報の活用についての教育的対処に関する研究	12~13年度 12~14年度 12~14年度 12~13年度
視覚障害教育研究部	盲教育研究室	5) 弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関する研究 6) 視覚障害乳幼児を対象とした早期教育相談に関する研究 7) 聴覚障害児の障害認識と社会参加に関する研究 —様々な連携と評価を中心に—	12~14年度 12~13年度 13~15年度
聴覚・言語障害教育研究部	聴教育研究室	8) 聴覚障害理解のための教材開発とそれを活用した授業	12~14年度
	言語機能障害教育研究室	9) 「ことばの教室」における早期教育相談と保護者支援	13~15年度
	言語器質障害教育研究室	10) コミュニケーション障害における子どもへの教育的援助 —関係への援助と言語指導—	10~13年度
知的障害教育研究部	重度知的障害教育研究室	11) 知的障害養護学校における個別の指導計画の作成とその実際に関する研究	11~13年度
	中度知的障害教育研究室	12) 知的障害養護学校における職業教育と就労支援に関する研究	12~15年度
	軽度知的障害教育研究室	13) 軽度知的障害のある生徒等の生活の質を高める指導に関する調査研究	11~13年度
肢体不自由教育研究部	肢体不自由教育研究室	14) 運動に障害のある子どもの教育における指導とその評価に関する研究 15) 運動に障害のある子どもの教育における地域と学校とのネットワークに関する研究 —保護者のニーズと地域の教育機能の検討に焦点をあてて— 16) 障害をもつ子どもへの馬の特性を利用した指導に関する研究 —自立に向けた心身一元的な指導に焦点をあてて—	11~13年度 11~13年度 11~13年度
病弱教育研究部	病弱教育研究室	17) てんかんをもつ児童の就学相談に関わる研究 18) 学習障害の判断に必要となる心理教育的アセスメントに関する研究 19) 慢性疾患児の自己管理に関する研究 —自立活動における評価開発に視点をおいて—	12~15年度 13~15年度 13~16年度
情緒障害教育研究部	情緒障害教育研究室	20) 通常の学級に在籍するADHD児に必要な特別な配慮に関する研究 21) 注意欠陥／多動性障害(ADHD)児の評価方法に関する研究 22) 自閉症児の早期教育相談に関する研究	13~14年度 13~15年度 13~15年度
重複障害教育研究部	重複障害教育第一研究室	23) 視覚聴覚二重障害児のカリキュラム開発における教師の専門性に関する研究 24) 重度・重複障害児の事例研究 —「子どもの理解」に視点をおいて—	13~15年度 12~13年度
	重複障害教育第二研究室	25) 感覚障害のある重複障害児にかかるチームによる総合的教育プログラムの研究 26) 重複障害児の視機能評価と教育支援についての研究 —特殊教育諸学校と通園施設での取り組みを通して—	10~13年度 11~13年度
	重複障害教育第三研究室	27) 肢体不自由を中心とする重複障害児のコミュニケーションと探索活動の促進に関する実践的研究	11~13年度
情報教育部	教育工学科研究室	28) 障害のある児童生徒の自立的活動を支援する「教育用支援デバイス」の開発と普及	11~14年度
	情報教育研究室	29) 高度情報化社会における障害のある子どもの情報活用能力を育成する教育内容・方法に関する研究	13~15年度
分室		30) 自閉的傾向のある児童の社会性の発達と教育的支援に関する研究 31) 通常の学級における自閉的傾向のある児童の教育に関する研究	12~14年度 12~13年度

● 研究の概要

実験

実験結果一覧

総合政策情報センター

特殊教育情報研究部門

1) ホームページリンク集を対象とした情報検索システムに関する研究

(研究の趣旨及び目的)

現在、本研究所ホームページでは関連諸機関へのリンクリストを提供している。しかし、これらのリストはリンク先の名称一覧が表示されるだけであり、ユーザが求める情報が各ページの中に存在するかどうかは実際に各ページを開くまで確認する方法はない。そこで、これらの点を改善するため、本研究では、ユーザが与えるキーワードを基にリンク先のページを対象とした情報検索システムを開発する。

(研究全体の概要)

リンクリストはユーザが、インターネット上に存在する特殊教育情報を収集する際の接続点として大きな役割を果たしている。しかし、リンクリストから先のページに求めている情報が存在しているのかを知ることは難しい。そのため、ユーザが必要な情報を得るために各ページを順番に開いて閲覧していく以外ない。

本研究では、ユーザが求める情報のキーワードを基に、各リンク先のページを対象として情報検索を行うシステムを構築する。システム構成としては、各リンク先のページを一定時間毎に取得する巡回ロボットと取得したページについて構文解析を行ってキーワードのIndexを作成する検索エンジンとからなる。実際の検索は、切り出したIndexを基にした全文検索方式とする。これらの機能を効率的に行うための巡回ロボット及び検索エンジンについて検討する。

同時に、ユーザにとって利用しやすいインターフェースについてもユーザの意見を基に検討する。

視覚障害教育研究部

盲教育研究室

2) 盲児のための個に応じた触覚・聴覚教材作成システムに関する研究

(研究の趣旨及び目的)

視覚障害教育では、幼児児童生徒の重度・多様化、教育相談の役割の増大など、これまで以上に一人一人の幼児児童生徒の特性に応じたきめ細かい対応が求められてきている。そこで、本研究ではこれまでの触覚認知に関する発達的研究成果を踏まえて、触覚的に認知能力の異なる幼児児童生徒一人一人の実態を評価に基づいて、個に応じた適切な条件で教材を提供することを目的としたシステムの開発に取り組む。なお、これまでには主に触覚教材に関して研究が推進されてきたが、視覚障害教育では聴覚の活用も重要であるため、別途研究課題として、聴覚教材を作成するための認知能力の評価に関する研究と乳幼児期における触覚・聴覚情報の活用についての教育的対処に関する研究とを本研究課題に関連させて実施する。

(研究全体の概要)

本研究では、個に応じた触覚教材作成システムの開発を目的として、具体的な教科領域に関わる触覚教材を対象に、以下の3つの研究によって構成される。

- (1) 個に応じた触覚教材を作成するための触覚及び空間認知に関する評価基準を確定する。
- (2) 暫定的な評価基準に基づいて具体的に教材作成を試み、その有効性を評価した上で改良を試みる。
- (3) 開発した基準及び教材について試行し検証した上で、個に応じた触覚認知能力の評価に基づく教材作成システムを構築する。

以下に今年度の実施計画の概要を示す。

- ・(1)の触覚の認知については、昨年度からの研究の継続として、触覚的弁別力と凸凹パターンや図形の認知との関係を明らかにするための、凸凹の認知力の簡便な評価法の開発に着手する。
- ・(2)については、(1)の評価に基づいて、以下の3つの観点から触覚認知能力に応じた触覚教材の開発原則の確立と試作を試みる。

- 1) 乳幼児期の段階での触覚の発達を促すための「触る絵本」教材の開発と評価
- 2) 触覚認知の発達過程に基づいた個に応じた凸凹作成の条件の整備と描画及び書字技能の活用による認知向上プログラムの開発と評価
- 3) 触覚認知力に応じた点字及び普通文字パターン教材の開発と評価

なお、1), 2), 3) の研究は協調関係を保ちながら実施される。

3) 盲児のための個に応じた聴覚教材開発に関する基礎的研究

(研究の趣旨及び目的)

視覚障害教育においては、触覚とともに聴覚情報の活用が重要であるが、盲学校における教科等の指導の中での聴覚活用については、触覚ほど系統的に研究されていないのが実状である。幼児児童生徒の重度・多様化が進む中で、より確実なコミュニケーションを成立させるためには音声伝達面での配慮も重要なになってきていること、情報機器の発達により合成された音声での情報伝達が教科等の学習場面で日常的に行われるようになってきていることなどから聞き取りやすい音声情報の提示が重要な課題になってきている。そこで、本研究では、視覚活用を伴わない音声のみの情報伝達場面で個に応じて配慮すべき点について検討するための基本的資料を得ることを目的に、盲児児童生徒を対象として、合成音声による聴覚教材を用いて、音声読み上げの速度と聞き取りの認知度との関係について分析する。

(研究全体の概要)

本研究は、盲児を対象とした次の3つの課題から構成される。

- (1) 音声の読み上げ速度の変化が内容の聞き取りに及ぼす影響についての分析
- (2) 聞き取り能力の発達過程の分析
- (3) 聴き取りにおける音声認知の発達を促すための教材の開発

以下に今年度の研究実施計画の概要を示す。

本年度は、上記課題の(1)及び(2)について、以下の観点から分析を試みる。

- ・昨年度からの継続として、全盲児が聴覚教材を利用する時に読み上げ速度の変化が聞き取りに及ぼす影響について分析し、聴覚教材を活用した指導法改善のための基礎資料を整理する。

4) 盲乳幼児における触覚・聴覚情報の活用についての教育的対処に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

盲児においては、乳幼児期から、触覚及び聴覚の情報を活用することが重要であることは従前より強調されてきた。しかしながら、その活用について、乳幼児期の盲児に対して、どのような領域について、どのような理論的根拠に基づいて、具体的にどのような教育的対処を行ったらよいかについては、かならずしも明確になっていない部分があると思われる。本研究では、このような観点から、乳幼児期の盲児について、いくつかの領域を取り上げ、教育実践に基づき、触覚・聴覚情報の活用についての教育的対処の方法を明らかにすることを目指してきた。取り上げた領域としては、以下の3つであった。

1) 聴覚による環境の把握について、2) 物の操作について、3) ふり遊び及び物語り構成について

本年度は、その研究の最終年度の2年目として、1年目に得られた上記領域についての教育的対処の理論的根拠および具体的な対処方法の知見に基づき、さらに、教育実践により、研究を深め、まとめる目的とする。

(研究全体の概要)

上記のように、本研究では3つの領域を取り上げる。以下、それぞれについて説明する。1) 聴覚による環境の把握について: 聴覚によって、どこに何があるか、どこに誰がいるかに加え、どこで何が起こっているか、誰が何をしているかも幼児期前半からある程度理解できる事が分かった。ただし、そのことが、交流教育場面を含め、他の子ども達との相互交渉場面において具体的にどのように活用可能であるかという課題は残ったので、特にその活用について探求する。2) 物の操作について: 盲乳幼児の物の操作に関して、単なる手指の運動・動作の問題としてではなく、物の位置・向き・傾き・長さなどの空間的な調整に関わる触覚の活用の問題として考えるという視点は有効であると分かった。今年度は、食事場面や、玩具・道具・教材の操作など、具体的な場面での、この視点による具体的な教育的対処の方法について探求する。3) ふり遊び及び物語り構成について: 幼児期は、ふり遊び（ごっこ遊び）や物語構成による想像力や構想力の進展のための重要な時期である。このことについて、盲児に対して、触って分かりやすい立体及び模型（人形、動物、家具など）や触る絵本を導入・活用することは有効であることが分かった。今年度は、特に、盲児が操作しやすく想像力や構想力を進展させやすい立体及び模型の大きさ・構造等について探求する。

（実験の枠全実行）

弱視児の教育では、幼児児童生徒の置居、されど弱視の個別指導教室にて弱視の児童生徒が教習し上昇する弱視教育研究室

5) 弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

弱視児の教育は、現在、弱視学級や弱視通級指導教室及び通常学級等において、校内交流指導、個別指導、付き添い指導、巡回指導などの様々な指導形態及び指導方法によって行われている。しかし、個々の弱視児の教育的ニーズに応じた指導及び支援を行うためには、さらに以下の観点からの研究が必要である。1) 個々の弱視児の見え方や学習経験等に応じた「個別の指導計画」の検討、2) 通常学級あるいは交流先学級と弱視学級や弱視通級指導教室との連携・協力の検討、3) 弱視児の実態把握や指導に必要な評価検査や指導教材の作成などである。本研究は、これらの諸課題に取り組むことを目的としている。

(研究全体の概要)

本研究は、弱視児の個に応じた指導内容・方法及び支援に関して、具体的に、以下の二つの観点から研究を行うこととする。本研究は、「視覚障害乳幼児を対象とした早期教育相談に関する研究」と並行的にかつ協調関係を維持しながら推進する。

(1) 弱視児の「個別の指導計画」に関する研究

弱視児の個に応じた指導及び支援にあたって、その実態把握から具体的な指導内容・方法までの基礎的事項を整理し、担当教師が「個別の指導計画」を作成する際の参考となる「手引き」を作成する。特に、弱視教育の経験の浅い教師が活用できるように、その必要とされている知識・技能や諸指導事項等について整理した「手引き」の作成を行うこととする。その他に、交流指導における連携・協力のあり方についても、どのような事柄が重要な現実的問題であるかを事例的に検討することとする。

(2) 弱視児の視覚認知検査とその指導教材の作成に関する研究

個々の弱視児が効果的に学習を行うためには視覚認知の力が必要である。そのため、ここでは、個々の弱視児の視覚認知を評価する検査とその指導教材の作成についての研究を行う。具体的には、以下のような諸検査と指導教材を作成することを目指している。(1)弱視児用視覚認知検査とその指導プログラムの作成、(2)グラフィック視認知検査の作成、(3)弱視用文字形態認知評価検査の作成などである。

6) 視覚障害乳幼児を対象とした早期教育相談に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

視覚障害乳幼児は他の障害に比して人数が少ないため、教育相談をはじめとするサービスに地域差が生じている。このことは視覚障害乳幼児の早期対応における課題の一つとなっている。弱視教育研究室では、専門教育を受けていない担当者が対応する場合の視覚障害乳幼児の早期教育相談における発達支援及び教育支援のための情報をパッケージ化した「手引き」の作成をめざしている。これらの情報パッケージは、本研究所における教育相談をはじめ、1)盲学校教育相談、2)都道府県教育センター、3)医療機関におけるロービジョンクリニック、4)視覚障害乳幼児施設、5)盲・聾・養護学校教職員研修などで活用されることが想定される。そこで、本研究はそれら諸機関施設での視覚障害乳幼児に対する早期教育相談のもつ役割を明確にし、「弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関する研究」と並行して早期対応、早期教育相談の充実化をはかるものである。また、将来の研究課題成果の運用化のベースを作る位置付けをもっている。

(研究全体の概要)

上記諸施設における教育相談について、現在、乳幼児を対象とした教育相談の有機的な役割及び相談手法については統括的な研究が少ない。また、対応する専門職が配置されている施設も少なく教育相談が有效地に機能しがたい状況にある。まず、実態調査において問題を抽出し、事例研究と「弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関する研究」の成果を取り入れながら以下の観点で研究を進めていく。

1) 諸機関における教育相談の実態調査及び問題点の明確化

2) 諸機関における教育相談の事例の集積及びそれらの情報の共有化

3) 諸機関の連携を念頭において教育相談ネットワークの事例研究

4) 「弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関する研究」で製作中の情報パッケージの運用化についての事例研究

聴覚・言語障害教育研究部

聾教育研究室

7) 聴覚障害児の障害認識と社会参加に関する研究 - 様々な連携と評価を中心に -

(研究の趣旨及び目的)

近年の聴覚障害児教育においては、障害の改善への取り組みにとどまらず、障害と共に生きることを基本にした様々な取り組みが展開されている。平成10年度から12年度の聾教育研究室の一般研究では、自立活動を中心とした教育活動の中で、聴覚障害児の自己理解や仲間や家族そして社会への帰属意識がどのように育成されるかを様々な角度から検討した。これらの結果から聴覚障害児の障害認識への取り組みは、個々の学部や学校のみの取り組みではなく、様々な組織や機関との連携のもとで築かれることの重要性が再認識された。また障害認識や社会参加については様々な視点を複合した評価の継続が必要なことも確認された。したがって本研究では前年度までの研究を引き継ぎ、かつ発展させる意味で多様な連携と評価のあり方の検討を行う。

(研究全体の概要)

以下の連携を中心に児童生徒の障害認識の育成及び社会参加への取り組みを総合的に検討する。

1. 聾学校の学部間連携による体系的「障害認識」・「社会参加」プログラムの検討
2. 通常の学校との交流教育における体系的「障害認識」・「社会参加」プログラムの検討
3. 地域・家庭・学校の連携による体系的「障害認識」・「社会参加」プログラムの検討
4. 医療・福祉・労働分野との連携による「障害認識」・「社会参加」プログラムの検討

またこれらの検討を進める上で、活動の成果や児童生徒の変化をどのように評価するかを合わせて検討する。

難聴教育研究室

8) 聴覚障害理解のための教材開発とそれを活用した授業

(研究の趣旨及び目的)

本研究は、聴覚障害理解のための教材開発とそれを活用した授業の構築を行うことを目的とする。聴覚障害理解のための教材とは、通常の学校に在籍する児童生徒を対象として、聴覚障害についての理解を図るためのものである。

(研究全体の概要)

本研究の内容としては、

- 聴覚障害理解に関する情報を整理し、教材開発のための基礎資料を収集する。
- 資料を基に、教材の開発及び試作を行う。
- 開発及び試作された教材を活用して、聴覚障害理解の授業に関する試案を作成し、授業を行う。
- 授業を通して教材の実践的評価を行い、教材の改良修正を行う。

本研究は、主として通常の学校に在籍する聴覚障害のある児童生徒に対する周囲の児童生徒の理解に焦点をおき、聴覚障害のある児童生徒のきこえの理解、補聴器の理解にとどまらず、コミュニケーションの理解など広範囲にわたって教材開発及びそれを活用した授業の構築を行うところに特徴がある。

言語機能障害教育研究室

9)「ことばの教室」における早期教育相談と保護者支援

(研究の趣旨及び目的)

「特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の報告では、通級指導教室に対して地域における早期からの教育相談を担当する役割を期待している。当研究室では、平成10年度から3年間にわたり「早期からの教育におけることばの教室の役割」というテーマで研究を進めてきた。この研究の成果として、「ことばの教室」(言語障害学級、通級指導教室)では多くの教室が幼児の対応をしていること、保護者はことばの教室に子どもの障害だけにとらわれない相談の場を求めていること等が明らかになった。

特に乳幼児期においては、保護者を支える視点が大切であり、担当する職員の教育的援助のあり方は学童期のそれとは異なるものがあると思われる。そのため、本研究では早期教育相談における事例研究の分析・検討を行い、ことばの教室における早期教育相談と保護者支援のあり方を明らかにする。

(研究全体の概要)

上記の研究課題解決のために、早期教育相談の事例を収集する。

- ① ことばの教室において早期教育相談の対応がどのように行われているのかについて、先進的な実践を行っている教室を訪問し、その実状を調査する。
- ② ことばの教室における早期教育相談の事例について、研究協力者の協力を得て、情報を収集する。
- ③ 早期教育相談の実際について、地域の関係機関との連携や特殊教育諸学校との交流等の情報を収集する。
- ④ 上記、①～③を分析・検討することによって、ことばの教室における早期教育相談と保護者支援のあり方を明らかにする。

言語器質障害教育研究室

10) コミュニケーション障害における子どもへの教育的援助 - 関係への援助と言語指導 -

(研究の趣旨及び目的)

当研究室では、これまでにコミュニケーション障害の構造及び障害状況における関わり手の役割について検討してきた。その中で、関わり手の担うべき役割として、子どもと関わり手自身を含めた周囲の人、物、事象との関係を援助する、いわゆる「関係への援助」の重要性が示された。そこで本研究は、「関係への援助」のあり方を具体的かつ体系的に明らかにすること、また「関係への援助」が一方で子どもの言語力にどのように関与していくのか、すなわち関係への援助と子どもの言語力との関連性を検討することの2点を目的に4ヶ年計画で実施するものである。

(研究全体の概要)

コミュニケーション障害の構造・状況に応じた「関係への援助」のあり方を体系的に整理するために子

どもとの関わりにおける、関わり手の内省報告を収集し、様々な状況における関係援助の方策を検討する。具体的には様々な状況において、関わり手がどのように内面や環境を操作すべきかを考察し整理していく。また、そこで整理される「関係への援助」の実践事例を「関係の変化」、「子どもの言語」の二つの観点から検討し、「関係への援助」と「子どもの言語」の関連性を探り、関係論的言語指導理論の構築を目指す。

研究室

研究室

知的障害教育研究部

研究室

重度知的障害教育研究室

研究室

11) 知的障害養護学校における個別の指導計画の作成とその実際にに関する研究

研究室

(研究の趣旨及び目的)

近年、知的障害は、単に知的発達のレベルだけではなく、コミュニケーション、地域社会の利用、家庭生活などの適応スキルの枠組みの中で児童生徒が自立するために必要とされる支援の観点から捉えるようになってきた。さらに諸外国（特に米国）の個別教育計画の成果から、就学前の家族支援計画や、卒業後に向けた個別移行計画などライフサイクルを視野に入れた計画の必要性も検討されるようになっている。当研究室ではこれまで一般研究として、(1)米国における個別教育計画と研究協力校で実施されている個別の指導計画の比較検討、(2)個別の指導計画や指導に保護者の思いをどのように反映させるかの検討、を行ってきた。本研究ではこれらの知見と最近の動向を踏まえて、現在の知的障害養護学校で個別の指導計画の意義を生かすために、児童生徒のニーズに即した指導の実施とその評価について検討するものである。

(研究全体の概要)

1. 児童生徒一人一人の個々のニーズを把握する方法の検討

知的発達のレベルだけではなく地域での生活やライフサイクルを考慮して個々の児童生徒が必要とする支援の程度を把握する方法の検討と、それによる実態把握を行う。

2. 個別の指導計画の作成と事例協議の検討

個々のニーズの把握に基づき個別の指導計画を作成する。個別の指導計画を作成する意義の一つに教師間の連携、保護者との連携があることから、養護学校で実施されている事例協議の進め方について吟味する。

3. 個々のニーズに即した指導と評価方法の検討

実際に行われている養護学校での指導過程を記録し、個別の指導計画に基づく指導の実施状況を確認し、評価を行う。さらに、個別の指導計画と年間指導計画、授業案との関連性についても検討する。

中度知的障害教育研究室

研究室

12) 知的障害養護学校における職業教育と就労支援に関する研究

研究室

(研究の趣旨及び目的)

平成8年に総務庁が行った「障害者の雇用・就業に関する行政監察結果に基づく勧告」では、知的障害養護学校における職業教育の充実を図るために、①高等部の職業学科の設置についてより実践的な研究を進めること、②高等部普通科の作業學習に最近の就業動向にも対応した種目を選択・導入すること、

また、現場実習及び進路指導の効果を高めるために、③学校と職業安定機構及び地域障害者職業センターとの組織的な連携を確保するための仕組みを確立すること、が求められている。また、平成10年6月の教育課程審議会の答申において、知的障害養護学校高等部に「情報」を選択教科として、また、「流通・サービス」を専門教育に関する教科として新設することで、職業教育を充実することが改善の基本方針に含まれられている。

本研究は、このような職業教育と就労支援に関する時代的要請に応えるための基礎資料を得ることを目的とする。具体的には、以下の3点を目的とする。第一に、職業学科及びコース制を設けている知的障害養護学校高等部（平成12年4月現在、52校）を対象に、実態と課題を把握する。第二に、ジョブ・コーチ制を採用した現場実習の実態と今後の可能性について検討する。第三に、労働・福祉機関、親の会などと連携した就労支援ネットワークの構築について、昨年度までの研究に引き続き資料収集し、モデル化のための分析を行う。

（研究全体の概要）

研究は4年計画とし、1年目は全体の研究計画の立案及び計画実施に必要な文献・資料の収集、研究協力校、関係機関との協議・調整に充てる。2～3年目には職業学科とコース制に関する調査と現場実習に関する調査を並行して行い、4年目にこれらの調査からの知見をまとめる。第三の目的については、1年目から神奈川県のネットワークを対象に分析を進め、さらに大阪府や秋田県などの事例を加えて、最終的に支援ネットワーク構築のモデル化を試みる。

軽度知的障害教育研究室

13) 軽度知的障害のある生徒等の生活の質を高める指導に関する調査研究

（研究の趣旨及び目的）

本研究は、主として後期中等教育段階における、軽度知的障害のある生徒（学習障害のある生徒等を含む）に対して、その学習困難の状態や実際の教育内容・方法を調査し、その状況を明らかにするとともに、適切な指導内容・方法のあり方について検討することを目的とする。

なお、本研究は、主として前期中等教育段階を対象とした、これまでの「軽度精神遅滞児等の生活の質を高める指導プログラムの開発に関する研究」を主題とする研究の成果を踏まえて設定するもので、本研究と同様の研究は日本国内では非常に少ない。

（研究全体の概要）

軽度知的障害のある生徒（学習障害のある生徒等を含む）への後期中等教育段階における教育的支援の状況に関する調査については、①文献研究とともに、②関係する学校等を対象に実地調査を行う。特に、①では、教育内容・方法を中心に国内外の文献研究を行い、②では、実地調査は、生徒への支援の状況を基本にして、指導内容・方法や教師の対応などについて調査を行う。それらの結果から得られる基礎的なデータを整理することで、指導内容・方法のあり方について検討を進める。

肢体不自由教育研究部

肢体不自由教育研究室

14) 運動に障害のある子どもの教育における指導とその評価に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

現在、運動に障害のある子どもたちは様々な場で学校教育を受けています。その様々な教育の場の特性を生かして個々の子どもたちにより適切な指導を展開するために、授業研究と校内のシステムに関する検討を行う。

(研究全体の概要)

研究協力機関を定期的に訪問し、必要に応じて授業に参加しながら教員との共同作業として授業の分析と検討を行う。この内容をもとに指導や指導計画の再構成をはかるとともに、作業の経過において明らかとなった課題を学年、学部、学校として取り組む方法について検討する。また、研究協議会を通じて、教育の場による特性や課題について意見交換を行い指導やその評価及びそれぞれの場の改善に資する。なお、本研究でいう様々な教育の場は養護学校、特殊学級、通常の学級を意味している。また、ここでいう「運動に障害がある子ども」は肢体不自由を有する子どものほか、身体の運動や動作に課題がある子どもを含む。

15) 運動に障害のある子どもの教育における地域と学校とのネットワークに関する研究

—保護者のニーズと地域の教育機能の検討に焦点をあてて—

(研究の趣旨及び目的)

運動に障害のある子どもたちの生活を基盤とした教育の計画をたて実施していく場合、保護者が子どもの成長や日々の暮らしについてどのような願いを持っているか、またその家族が生活する地域がどのような教育機能をもっているかを射程に入れ、これらの相互作用を前提にすることが欠かせない。本研究では、運動に障害のある子どもを持つ保護者の、教育に関するニーズを探るとともに、学校を含め地域の社会資源や人が子どもの教育や生活をめぐってどのような役割を果たしているかについて整理し、今後の運動に障害のある子どもに対する地域における学校と諸資源の関係のあり方について事例を通じ実際的な検討を行う。

(研究全体の概要)

協力の得られるいくつかの地域において、運動に障害のある子どもを持つ保護者の、教育や学校外生活に関するニーズを面接やアンケート等の方法によって調査する。また、当該の地域にどのような社会資源があるかどのような機能を果たしているかについても調査する。そのうえで地域の社会資源をどのように関連づけ、有効活用するかについて検討し、今後の運動に障害のある子どもに対する地域における学校と諸資源の関係のあり方について事例を通じ実際的な検討を行う。

16) 障害をもつ子どもへの馬の特性を利用した指導に関する研究

—自立に向けた心身一元的な指導に焦点をあてて—

(研究の趣旨及び目的)

近年各地で、乗馬を通じての障害のある子どもに対する指導や療育が注目を集めている。これにともな

い、特殊教育の領域でも指導の一環として乗馬や厩務作業を取り入れる養護学校がでできている。これらの実践を通じ、運動に障害のある子どもに対する運動・動作の改善やコミュニケーションに困難のある子どもに対する有効性が報告されている。今後、この領域は、「総合的な活動」や学習指導要領にある「自立活動」、あるいは余暇活動や障害のある人々の生活の質の向上との関連でさらに広まっていく可能性がある。しかし、この領域の実際的な有効性や指導法などについてはまだ検討が十分ではないために、関係者から本研究部に対する実践方法や理論に関する問い合わせが多い。企画者らはすでに部分的に検討を行ってきたが各地の実践資料の収集・分析と諸外国の先行研究の分析と合わせて行い、本領域についての指針を早急に作成する必要がある。

(研究全体の概要)

先駆的に実践を行っている養護学校及び諸外国等の実践資料を収集・検討するとともに実践を行い、本領域の枠組み、特徴及び技法について明らかにする。

病弱教育研究部

病弱教育研究室

17) てんかんをもつ児童の就学相談に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

てんかんをもつ児童生徒の学校生活上の問題は種々ありかつ幅広いが、本研究で主として取り扱うのは、就学前後のてんかんをもつ児童の就学の問題である。関わる第1の要因は、発作が抑制されているか否かであろう。学校で発作が起こる危険が高いか低いかが重要である。第2は、合併する発達障害の有無である。その程度が軽度であるか重度であるかも関係するだろう。第3は、通常教育か特殊教育かの進路選択の問題である。てんかん児への対応は教育の場によって異なっている。第4は、保護者のてんかん児への養育態度であろう。てんかん自体への正しい知識・認識がとれてくるだろう。以上の観点を中心に事例的に研究をすすめる。

(研究全体の概要)

研究協力者と共に、平成13年度に就学相談に来所したてんかん児の保護者から就学に関する要因を観点別に整理し、その状況を詳細に記述する。保護者の了解のもと、可能な限り、てんかん児の診察を実施し、神経学的微兆候を中心と/orに所見をとる。研究協力者に依頼して、就学後、二回の夏季休業期間中に学校生活上の問題点を聴取する機会をもつ。最終年度（平成15年度）に小学3年の夏季休業期間中に詳細な再度の診察と総合的な評価を実施する。

18) 学習障害の判断に必要となる心理教育的アセスメントに関する研究

(研究の趣旨及び目的)

学習障害が公教育の中で正面から取り上げられるようになったが、現在のところ、障害の判断及び指導に必要な、普遍的な心理教育的な評価方法は見当たらない。本研究では、学習障害の疑いのある児童生徒に対して、その後の教育的指導につながる判断を可能にするような心理教育的アセスメントの確立を目指す。

(研究全体の概要)

従来、学習障害については教育、心理、医療の領域で、ある共通性を持ちながらも、それぞれの専門家がそれぞれの手法を用いて障害あるいは問題の評価、診断を試みてきた節がある。また、平成11年7月に公表された「学習障害児に対する指導について」の中で評価と判断の具体的な方法は提示されていない。従って、ここ数年の間により多くの関係者が了解し、共通して用いるようなアセスメントの在り方を検討し、確立していくことが急務である。ここでは既存の手法の活用と新たな手法の開発を含めて、心理教育的アセスメントを研究する。

19) 慢性疾患児の自己管理に関する研究 —自立活動における評価開発に視点をおいて—

(研究の趣旨及び目的)

慢性疾患児の病気への対処行動や自己管理の実態を調査し、彼らの自己管理支援の在り方について探り、それらをもとに自立活動の指導法、評価方法について考察することを目的とする。

(研究全体の概要)

慢性疾患児の自己管理を支援していくために、彼らの自己効力感と主観的健康統制感（Health Locus of Control）との関連や疾病に対する対処行動、ソーシャルサポートとストレス反応等を調査・評価し、病状変動との関連、実際の自己管理との関連を検討し、身体的・心理的・社会的な健康の維持・増進について考察する。この過程において、慢性疾患児用の自己効力感尺度やHealth Locus of Control尺度を開発・適用したい。また、Relapse Prevention（逆戻り防止）に関する内容について健康状態を維持していくための生活習慣の維持と逆戻り防止との関係を自己効力感や帰属理論の枠組みから発達段階を踏まえ検討する。

情緒障害教育研究部

情緒障害教育研究室

20) 通常の学級に在籍する ADHD 児に必要な特別な配慮に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

ADHD に関しては、近年、特に関心が高まり、緊急に取り組まねばならない課題になってきている。多くの ADHD 児は通常の学級に在籍していると推測され、特別な支援が必要とされているが、その指導法や支援体制についての研究・開発は必ずしも十分でない現状にある。そこで本研究部では、事例を通して、通常の学級に在籍する ADHD 児に対し、どのような「特別な配慮」が必要なのかを明らかにする。さらに、それを検討・整理する。

(研究全体の概要)

本研究所における教育相談事例、研究協力機関及び研究協力者の事例を通して、ADHD 児に有効と思われる具体的な配慮事項を収集し、検討を加え整理していく。

事例をもとに、臨床的体験を体系化し、普遍化していくという研究方法を用いて、ADHD に対する実際的かつ効果的な「特別な配慮」を明らかにしていく。近年各地で、癡馬を通じての障害のある子どもに対する指導や療育が注目を集めている。これにともなう

21) 注意欠陥／多動性障害（ADHD）児の評価方法に関する研究

（研究の趣旨及び目的）

近年、通常の学級に在籍する注意欠陥／多動性障害（ADHD）児への対応が注目されてきており、その教育的支援についても関心が高まっている。本研究部では、平成11年度より注意欠陥／多動性障害児に関する研究を実施してきたが、その研究をさらに発展させていくために、主として通常の学級に在籍する注意欠陥／多動性障害児を適切に評価する方法について検討していきたいと考える。

（研究全体の概要）

注意欠陥／多動性障害（ADHD）に関する研究は医学を中心として発展してきた経緯もあり、ADHDの評価に関してはアメリカ精神医学会による精神疾患の診断統計マニュアル（DSM-IV）や世界保健機構（ICD-10）の診断基準などが広く用いられている。しかし、これらの診断基準はことば使いを含めて、学校教育現場にはなかなか浸透しにくい面がある。また、ADHD児の多くが在籍すると考えられる通常の学級の教師には、ADHD児に関する知識や理解が全体的に不足している面もあると考えられる。そこで本研究部では、通常の学級に在籍するADHD児を念頭に入れ、学校教育現場で設定しやすい評価方法について検討していくこととした。これらの研究は、単に評価法（試案）として単独のものではなく、通常の学級に在籍するADHD児に対する教育方法や内容につながるものとして検討していきたいと考える。

具体的には、初年度はADHDに関連する内外の文献や先行知見を集約し、その試作版を作成していくことを考える。また、次年度以降は、実際にADHD児を担当する通常の学級の教師などにその試作版で評価してもらい、その有用性を検討するとともに、学種や地域を限定する形で予備調査を実施したいと考えている。

22) 自閉症児の早期教育相談に関する研究

（研究の趣旨及び目的）

自閉症児に対する早期対応がその後の発達に大きな影響を及ぼすことが多くの研究で明らかになっている中で、早期教育相談の重要性は非常に大きなものとなっている。一方、養護学校のセンター化構想があり、また「21世紀の特殊教育の在り方について」の報告書において早期から教育相談の充実と教育、福祉、医療、労働など関連諸機関における連携がうたわれている。このような現状を踏まえ、今後の自閉症児に対する教育相談が充実していくための課題をさぐり、その課題に対応するための方策を検討することを本研究の目的とする。

（研究全体の概要）

1. 資料・文献の収集・整理：

国内外の自閉症児に対する早期教育相談に関する文献・資料を収集し、これらを整理して現状や課題、実施方法などに関する文献的な検討を行う。

2. 事例を通した研究：

本研究所における事例や研究協力者・機関における事例を通して自閉症児本人や保護者のニーズを具体的に把握するとともに、相談の経緯などから保護者支援や関連諸機関との連携、就学後の教育との一貫性の保持に関し望ましい早期教育相談の在り方について検討する。

重複障害教育第一研究室

23) 視覚聴覚二重障害教育のカリキュラム開発における教師の専門性に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

近年の教育はより個別の教育ニーズに基づいたものへと変化しつつあり、そのなかで障害の独自性と個人のニーズの双方を的確に把握し、より効果的な教育によって、子どもの主体的な学びを構築することが求められている。障害の独自性と子どもの個別の教育ニーズを明らかにし、個々の主体的な学びの文脈に沿ってカリキュラムを開発・編成し、教育活動を有効なものとしていく上での教師の専門性の形成（力量形成）は、実践によって大きく支えられている。本研究では、教育実践者（教師）との共同作業によって、個々の実践事例を範例として積み重ねる手法によって、視覚聴覚二重障害教育における「個々の主体的な学びの文脈に沿ったカリキュラム開発」の担い手としての教師の専門性形成に関して、実践的に研究することを目的とする。

視覚聴覚二重障害の子どもの学習は、コミュニケーションに関する次元、具体的な内容・領域に関わる次元、家族や学校・地域などの社会生活に関わる次元など、重層的で多岐にわたる要因が相互作用し合う場で取り組まれることから、本研究では、1) 教育相談を通じた継続的な実践臨床活動、2) 学校コンサルテーション活動、3) 地域ネットワーク活動のそれぞれの次元で、個々の子どもの学びの軌跡とカリキュラム開発に関する資料を収集する。

(研究全体の概要)

1. 研究主題に関する内外の情報収集
2. 対象となる子どもの教育実践を進め、個別具体的な資料を収集する。
3. 特定の学校、施設等の機関へのコンサルテーション活動を定期的に進め、教師集団における専門的な力量形成に有効な介入のあり方に関して、実践的資料を収集する。
4. 対象となる子どもや関係機関を核としたローカル・ネットワーク構築のための具体的なプロジェクトを試行し資料を収集する。
5. 収集した情報、資料を集約・整理すると共に、実践過程を省察し範例としての検討を行い、研究成果を取りまとめる。

24) 重度・重複障害児の事例研究 「子どもの理解」に視点をおいて

(研究の趣旨及び目的)

障害のあるなしにかかわらず、また障害の状態にかかわらず、保育や教育は対象とする「子どもの理解（子どもを理解すること）」から始まる。また保育や教育が進展することで「子どもの理解」はますます深まっていく。このように教育的営み（働きかけ）と表裏一体である「子どもの理解（子どもを理解すること）」とは具体的にはどのようなことであるのか。教育の場ではどのように捉えられ、どう実行されるのかについて、実践的・事例的研究資料によって検討する。

障害がある子どもの実際的・個別的な係わり合いのなかで、1) 子どもの「育ち」ということについての理解、2) 子どもの「個性（その子らしさ）」への理解、3) 「障害の状態」への共感的理解、4) やり

とりのなかで表出された「行動の持つ意味」への理解、5) アセスメントを超えた子どもの理解、6) 子どもの理解を共有すること、という視点を設け、実践的・事例的資料を収集し、「重度・重複障害児の事例研究（第二十五集）」として冊子にまとめ、今後の重度・重複障害児の教育に資することとする。

(研究全体の概要)

平成 12 年度の単年度の研究計画であったが、当初の予定通り、平成 13 年度に研究成果をとりまとめ、報告書を作成し配布するため、研究課題として 1 年継続する。

1. 研究の中核となる研究部事例担当者の決定

2. 事例対象児とその担任等指導者への研究協力の依頼

3. 対象となる事例への実践研究による資料の収集

1) 対象となる事例の行動観察・実態把握を行い、その指導内容・方法について担任等指導者と検討する。個々の事例について研究部職員が担当者となる。(研究協力者への訪問)

2) 事例対象児に即して(教育実践・行動観察等により)資料を収集する。(研究協力者への訪問)

4. 研究成果をとりまとめる。

5. 報告書を作成し、配布する。(平成 13 年度)

重複障害教育第二研究室

25) 感覚障害のある重複障害児にかかるチームによる総合的教育プログラムの研究

(研究の趣旨及び目的)

視覚障害、聴覚障害あるいは盲ろうの感覚障害のある重複障害児のより良い養育及び教育を図るには、家族／教員(時には複数の学校)／入所施設職員／将来の移行先の教員または職員／視覚障害・聴覚障害・運動機能・摂食指導などの専門家／余暇を支えるボランティアなど、多様な人々がその事例のトータルな生活を認識しつつ、各々の専門性を通して貢献し、かつ共通の方向性をもって総合的な養育・教育計画を考えていく必要がある。わが国では、まだこのような interdisciplinary なアプローチが学校において十分に展開していないため、特に複数の障害を併せ有する児童に関して、個に応じた総合的な教育計画を作成するにあたっての困難が指摘されている。そこで、本研究では、これら多様な関係者と対象児が本研究所において合宿し数日間の生活をともにする中で、総合的なアセスメント及び教育計画について研究を行う。なお、類似した障害状況にある複数の児童生徒・家族と合同で研究を行うことは、教育上の課題を明らかにし、それを普遍化する上で有効性が高いため、2 ないし 5 事例を対象として研究を行う。

(研究全体の概要)

感覚障害のある重複障害児とその家族、担当教員や職員、研究部研究員、研究協力者、その他が、研究所において数日間にわたり生活を共にしつつ(合宿)、子どもの行動の重要な背景となっている保護者との関係、生活の様子、睡眠・排泄・食事などの生活リズム、余暇の過ごし方などを検討し、共通理解を行い、視覚・聴覚・行動のアセスメントを行い各領域で必要とされる援助の在り方及び方法について、総合的に整理する。今年度は、特に、0-3 歳の乳幼児に焦点を当てて研究を行い、家族に力点をおいた超早期教育相談に資する研究を行う。

- 26) 重複障害児の視機能評価と教育支援についての研究
- (研究の趣旨及び目的)
- 知的障害、運動障害、聴覚障害のある子どもには、健常な子どもたちにくらべて、視覚障害を併せもつ場合が多いことが、これまでの研究から明らかになってきている。この状況は障害が重度である場合により顕著になっており、研究協力機関の肢体不自由養護学校での実態からも示されている。
- 視覚障害のある重複障害児は、盲学校のみならず、聾学校、養護学校、そして各種の通園施設に在籍している。このため、本研究では、多様な機関・特殊学級に在籍する視覚障害を併せもつする重複障害児に焦点をあて、現在わが国で重要な課題となっている以下の課題について検討することを目的とする。
- 1) 視覚障害と「早期からの適切な教育的対応」／「家庭及び地域社会における教育との連携」
 - 2) 就学前教育から学校教育への「移行」における視覚的配慮の引き継ぎ
 - 3) 盲・聾・養護学校における「重度・重複化・多様化への対応」の一環としての視覚障害への対応
- (研究全体の概要)
- 具体的には、以下の点について資料・情報を収集し、整理・分析する。
1. 評価方法の確立と実際の応用・普及方法
 - ① 重複障害児のための様々な視覚機能の評価の方法
 - ② 実践現場における臨床応用と普及における課題の検討
 2. 個々の視覚の状態に応じた教育的支援のあり方と方法
 - ① 早期からの支援と地域の関連する機関や専門家の連携のあり方
 - ② 個々の視覚的な状態に応じた教育環境・建築物での配慮
 - ③ 様々な場における視機能に配慮した教育実践の方法
- 重複障害教育第三研究室
- 27) 肢体不自由を主とする重複障害児のコミュニケーションと探索活動の促進に関する実践的研究
- (研究の趣旨及び目的)
- 重複障害児のコミュニケーションや探索活動を促進することは、この子ども達に対する教育的係わりの中心的課題であることは、教育実践に携わる多くの方が指摘するところである。そのためここでは、養護学校対象児の障害の重度・重複化傾向と教育の場（学校、施設、病院、家庭）の多様性を考慮して、係わり方についてさらに吟味するとともに、玩具等の試作、コミュニケーション代替手段の活用と試作、生活環境の活用や調整の検討を行うことを目的とする。
- (研究全体の概要)
1. 肢体不自由を主とする重複障害児に対する教育実践を継続する。対象児は、本研究所教育相談来談児、研究協力機関在籍児、国立久里浜養護学校在籍児である。研究協力機関へは研究分担者が定期的に訪問して、実践している。
 2. 上記の教育実践の過程では、係わり方（子どもの理解の仕方と援助の仕方）について吟味するとと

もに、係わりの仲立ちとなる玩具の試作や日常生活用品の活用を行い、また、働きかけの意図を子どもに理解してもらうとともに子どもの発信を助けるコミュニケーション手段（既製のコミュニケーションエイドを含む）を探っている。さらに、子どもの探索行動を助け活動範囲を広げるために生活環境に着目した検討を行っている。

3. 特殊教育学会大会や本研究所研究紀要で成果の発表を行う。

情報教育研究部

教育工学研究室

28) 障害のある児童生徒の自立的活動を支援する「教育用支援デバイス」の開発と普及

（研究の趣旨及び目的）

障害のある児童生徒が主体的に活動をするためには、自分で外界に働きかけたり、外界からの情報を理解できる形で取り入れたりする手段が提供されなければならない。近年、学校教育の中で、福祉用具あるいは支援機器を活用して、児童生徒の主体的な活動を行わせようとする実践が注目されている。例えば、運動機能に障害のある児童生徒に対して、VOCAを使って意思を伝達させたり、特別なインターフェースや障害に応じた操作スイッチを介して玩具、電子機器へのアクセスを実現させることで、児童生徒が周囲の環境に自ら働きかける活動を実現させた実践等が報告されている。また、時間の概念を理解したり、次に何を行うのかを理解しにくい知的障害のある児童生徒に対して、視覚的な手がかりを利用した時計（例えば Quarter hour watch など）の使用なども報告されはじめている。

教育工学研究室でも、WING-SK や、電子機器の操作支援デバイスの開発を行ってきている。本研究では、教育活動における支援機器を「教育用支援デバイス」として教材教具とは別に整理・体系化し、障害のある児童生徒の自立的活動を促すという観点から、それらのニーズを定量的に把握し、実際的な開発研究を行うことを目的とする。体系化においては、全ての障害を対象分野とするが、具体的な開発の対象は、早急なニーズが認められる肢体不自由教育分野と知的障害教育分野とする。

（研究全体の概要）

- 既存の福祉用具、障害補償機器、支援機器の「教育用支援デバイス」としての体系化
- 障害のある児童生徒の自立的活動における教育用支援デバイスの定量的なニーズの把握
- 周囲の環境に働きかける活動を支援する電子機器操作支援デバイスの製作、改良
- 自己のスケジュール管理など知的障害を支援するデバイスの開発
- 教育用支援デバイスに関する潜在的な開発ニーズの検討

情報教育研究室

29) 高度情報化社会における障害のある子どもの情報活用能力を育成する教育内容・方法に関する研究

（研究の趣旨及び目的）

近年、インターネット等の新しい情報手段が急速に普及し、さまざまな領域で広範に利用されるようになってきた。それに伴い、これらの新しい情報手段等を利用して、日常生活におけるさまざまな場面で必要な情報を適切な仕方で活用していく力を育てることが重要となってきている。障害のある子どもの教育

においても、このような「情報を活用する力」をどのように育てていくかということが重要な課題となっ
てきている。

しかし、情報に関する教育において、それぞれの障害の特性に応じてどのような取り組みが必要である
かということは、まだ十分に整理されているとはいえない。また、特殊教育諸学校等の小学部、中学部、
高等部の各学部において、どのような取り組みを行うことが有効かということについても必ずしも明確に
なっていない。

このような認識から、本研究では、障害のある子どもの情報に関する教育の進め方について、研究協力
機関の協力のもとに、その現状と課題を整理し、今後の取り組みの方向性を明確にすることを目的とする。
(研究全体の概要)

本研究では、研究協力機関の協力のもとに、次の事項について検討を行う。

- ① 障害の特性に応じた情報に関する教育の進め方について
- ② 小学部・中学部における情報に関する教育の内容及び方法について
- ③ 高等部における情報に関する教育の内容及び方法について
- ④ 移行教育における情報に関する教育の役割について

分　　室

30) 自閉的傾向のある児童の社会性の発達と教育的支援に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

平成9~11年度に実施した一般研究「自閉症児・学習障害児の社会性の発達に関する研究」で残された
問題、特に社会的認知能力の欠陥に関する問題をさらに多面的に追究し、自閉症、アスペルガー障害、及
び非言語性学習障害などの発達障害児の社会的認知能力の欠陥を補完することを目的とした複数の教育的
支援の方法・内容について、実践的研究を通してその指導過程を検討する。なお、本研究の遂行に当たっ
ては、文部科学省の「21世紀の特殊教育の在り方について」で提言されている、①高機能自閉症児等への
教育的対応に関する調査研究を行い、判断基準等について明らかにするとともに、効果的な指導方法や
指導の場、形態等について検討する必要があること、②高機能自閉症児への教育と心因性の情緒障害児
への教育の違いを考慮しつつ、両者に対する教育的対応の在り方を見直していく必要があること等を踏ま
えることとしたい。具体的には、高機能自閉症、LD、ADHD、心因性の情緒障害それぞれの社会性障害
の特質（差異）を分析するとともに、それぞれの障害への対応の在り方について検討を開始する。

(研究全体の概要)

これまでの研究から、自閉症、アスペルガー障害、非定型自閉症等の自閉症圏障害児、及び学習障害児
の一部にも認められる社会性の発達の未熟さや歪みの問題は、他者の欲求や行動の意図を察知する能力、
いわゆる社会的認知能力の欠陥が、その基盤にあるらしいことが明らかになっている。本研究ではまず、
感情認知課題、誤信念課題、動作課題をはじめとした多角的アプローチにより、社会性障害の本質につい
て、言語的側面及び非言語的・身体運動的側面から検討する。

次に、これらの検討結果を踏まえて、小集団指導、ゲームや競技を通した社会性の指導、社会適応指導
をはじめ、社会技能訓練（SST）、社会的ストーリー技術など、社会性を育てることを目的とした様々な

方法について、成功事例だけでなく失敗事例をも含め、その指導過程を分析し、社会的認知能力の問題点を補う望ましい教育的支援のあり方について検討する。

3.1) 通常の学級における自閉的傾向のある児童の教育に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

自閉症及び自閉的傾向のある児童生徒の障害に配慮した教育の場は、知的障害の程度とも関連するが、現状では、情緒障害特殊学級や情緒障害通級指導教室がある。これらの学級は小・中学校内に設置され、通常の学級の児童生徒と何らかの関わりや交流がある。特殊学級や通級指導教室では、児童生徒の実態に応じた教育がなされ、その効果もあがっているが、一方の通常の学級においては、事前の調査から、特殊教育の効果があまり発揮されておらず、通常の学級担任も彼らをどのように指導したらよいか困っている場合が多いことが明らかになった。「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」でも、通常の学級に在籍する高機能自閉症児らに特別な教育的支援や指導の充実を図るため、その実態や指導方法の確立の必要性が述べられている。

そこで、自閉症及び自閉的傾向のある児童のより良い教育の実現のために、通常の学級における実態調査や通常の学級担任の意識調査等から現在の自閉症児教育の問題点や課題を明らかにするとともに、それらを改善するためのシステムや指導方法等、実際の教育現場で可能な方法を実証的に検討していく。

(研究全体の概要)

自閉症及び自閉的傾向のある児童の通常の学級における教育の実態から、今後、自閉症児に有効な通常の学級における教育方法や支援体制作りを明らかにする。このためにこれまでの研究を参考にしながら、平成12年度は、自閉症及び自閉的傾向のある児童の通常の学級における実態調査と、彼らを指導する通常の学級担任を対象に意識調査を実施し、現状の分析を行った。平成13年度は、調査の結果から課題となった点や、通常の学級における自閉症児の教育方法や支援方法等について、研究協力機関等と連携を図りながら、実践を通してその有効性を検討していく。

4. 研究テーマの実験問題、指導方法、支援体制に関する実証的研究

(研究の趣旨及び目的)

本研究所では、これまで特別研究「教科学習に特異な困難を示す児童生徒の類型化と指導方法の研究」(平成7年～10年度)、「学習困難児の指導方法に関する実証的研究」(平成7年～10年度)を確けて、学習困難を示す児童生徒の理解や指導方法等について検討してきた。今後は、それらについて系統的実證的研究を進め、特異な学習困難の評価基準の標準化、各学校での学習困難を示す児童生徒の実態把握、指導方法の確立並びに支援体制の構築等を目指す。

(研究全体の概要)

まず、3つの観点から、研究を進める。

①実習履修の判定、実習評価基準の検討

②特異な学習困難の評価基準の標準化、及び学内委員会の組織などを打ち立てる。